

Bearing Inspector for Edgecross 初期設定サービス利用契約書

本契約は、NTN 株式会社(以下、当社)が提供するソフトウェア「Bearing Inspector for Edgecross」(Edgecross®は、一般社団法人 Edgecross コンソーシアムの登録商標です。以下、本ソフトウェア)の初期設定を行うサービス(以下、本サービス)に適用されます。

本サービスの利用を希望する者(本ソフトウェアのライセンスキー発行申請書の「企業情報」に記載の法人をいいます。以下、利用者)は、以下の内容に全て同意した場合のみ、本サービスを利用いただけます。

第1条 サービスの内容

1. 当社は、利用者の利用条件に合わせた本ソフトウェアの初期設定を行うサービスを提供します。
2. 本サービスの内容は以下のとおりです。
 - (1) ヒアリングシートによる利用者への利用条件確認
 - (2) ヒアリングシート内容確認・設定提案に関する Web 打合せ(1 時間以内)
 - (3) Bearing Inspector for Edgecross の設定(共通設定、チャンネル設定、プロセス設定、フォルダ設定)
 - (4) Edgecross 基本ソフト の設定(診断フロー設定)
 - (5) 初期設定を行ったファイル(以下、設定ファイル)の提供
 - (6) 設定ファイル内容のレポート送付
 - (7) 設定ファイル提供後 3 か月間の設定不具合対応
 - (8) 前各号に付帯・関連する業務
3. 前項に記載のない事項については、本サービスの対象外となり、別途費用が発生します。
4. 第2項に記載の事項であっても、設定された工数を超える場合は、追加で費用が発生する場合があります。
5. 利用者は、複数の利用条件に基づく本ソフトウェアの初期設定を希望する場合は、利用条件毎に本サービスを購入するものとします。

第2条 利用者の義務

1. 利用者はソフトウェアの初期設定以外の設定(振動センサ・データロガー・PC 等機器の準備及び設定)を行い、当社に対し、ソフトウェアの初期設定に必要な情報を提供する責任を負います。

第3条 データ(情報)の利用

1. 当社は、利用者から提供された使用機器情報、設備及び利用環境等に関する情報(以下、提供データ)を、本サービスの実施に必要な範囲で使用します。

2. 当社は、提供データを機密情報として取り扱い、第三者に開示しないものとします。
3. 当社は、提供データを、本サービスの品質向上および技術開発のために利用する場合があります。この場合、当社は個別の利用者を特定する情報は利用しません。
4. 当社は、提供データを適切に保護し、必要がなくなった場合、速やかに返還または廃棄します。

第4条 変更および終了

1. 当社は、本サービスの内容を予告なく変更することがあります。
2. 当社が、本サービス事業を終了する場合は、利用者に対し、催告その他手続きを要せず、本契約を終了させることができます。
3. 利用者が本契約に違反した場合、又は本契約を継続し難い事由が生じた場合、当社は催告その他手続きを要せず本契約を解除し、本サービスの利用を終了させることができます。
4. 本サービスの変更や終了により利用者に生じるいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いません。

第5条 責任の範囲

1. 本サービスの利用は利用者の責任で行って頂くものとし、当社は利用者による本サービスの利用およびその結果について保証しません。
2. 当社は、利用者が本サービスを利用することによって生じた損害(データ損失、事業停止、その他の間接的な損害を含む)に関して一切の責任を負いません。
3. 当社は、ソフトウェアの設定が正確に行われた場合でも、本サービスが利用者の使用環境や目的に完全に適合することを保証しません。

第6条 知的財産権

1. 本サービスに関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権および所有権は当社に帰属するものであり、利用者にはいかなる権利も移転するものではありません。加えて利用者はいかなる権利も主張できません。
2. 本サービスについて、第三者の特許権その他の知的財産権に対する侵害がないことの保証を行うものではなく、利用者が、本サービスに関して第三者から知的財産権の侵害の申立て(警告、訴訟の提起を含む)を受けた場合においても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第7条 秘密保持

1. 利用者は、本契約に基づき提供される本サービスおよび本契約に関連して知り得た当社の情

報(以下、秘密情報)を当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならず、本契約に基づく本ソフトウェアの利用以外の目的に使用することはできません。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると利用者が立証したものは、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1)当社から開示される以前に、既に公知であったもの
 - (2)当社から開示された際、既に使用者が正当に所有していたもの
 - (3)当社から開示された後、使用者の責によらずに公知となったもの
 - (4)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手したもの
 - (5)当社から開示された後、当社の秘密情報を利用することなく、独自に創出したもの

第8条 禁止事項

1. 利用者が、設定ファイル及び設定内容を頒布、通信(出版やインターネット上での公開等を含む)することを禁止します。
2. 利用者が、第三者に対し、設定ファイル及び設定内容を譲渡、貸与、使用許諾、レンタルまたはリースすることを禁止します。

第9条 有効期間

1. 本契約は、利用者が本契約に同意し、本サービスを購入したときから効力を有するものとします。本サービスの提供期間は、設定ファイル提供後3か月までとします。
2. 前項に関わらず、第5条から第10条は本契約の終了後もなお、有効に存続するものとします。

第10条 その他

1. 本契約に定めのない事項については、関係法令および一般的な商慣行に従うものとします。
2. 本契約に関連する当社と利用者間の一切の訴訟については、当社の本店所在地を管轄する裁判所のみを訴えを提起することができます。